

長 建 協 発 第 3 1 2 号
平成 2 5 年 9 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東日本大震災の被災地における
「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省から「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 5 1 号）」等により専任の主任技術者の適正な配置が要請されているところですが、東日本大震災の被災地域において、災害工営住宅の建設が本格化する等、復興の更なる加速化が必要な状況であることを踏まえ、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いに関する当面の運用について、別添のとおり全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。